

## 【表紙】

|                |   |
|----------------|---|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書   |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項  |
| 【提出先】          | 関東財務局長  |
| 【提出日】          | 平成21年6月26日  |
| 【会社名】          | ゼリア新薬工業株式会社   |
| 【英訳名】          | ZERIA PHARMACEUTICAL CO., LTD.  |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 伊部 幸顕   |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。   |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都中央区日本橋小舟町10番11号  |
| 【縦覧に供する場所】     | 札幌支店<br>(札幌市白石区南郷通十一丁目南3番13号)<br>名古屋支店<br>(名古屋市名東区本郷二丁目173番4号)<br>大阪支店<br>(吹田市広芝町5番16号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長伊部幸顕は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を実施いたしました。評価手続については、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価することが適切であると考えられる決算・財務報告プロセスの整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを選定いたしました。業務プロセスの評価にあたっては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価対象といたしました。当該評価範囲を決定した手順、方法としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価することが適切であると考えられる決算・財務報告プロセスについては、当社及び連結子会社1社を評価対象に選定いたしました。一方、財務報告に対する影響が僅少である連結子会社2社については、評価対象から除外しております。

また、業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、そのおよそ90%を占める当社1社を重要な事業拠点として選定いたしました。選定した事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては個別に評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。